

訪問リハビリテーション重要事項説明書

事業所名称：ときわ会病院

医院長： 永山淳造

所在地：青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田 2-1

電話：0172-65-3771 FAX：0172-65-3773

指定事業所番号： 0212310973

◆運営方針

- ・訪問リハビリテーション（以下訪問リハビリ）は、在宅（自宅や在宅系の施設）にリハビリスタッフが訪問し、リハビリを提供するサービスです。
- ・何らかの障害や疾病を抱えながらも、その人らしい生活を在宅で送ることができるように、ご利用者およびご家族の意向を踏まえたうえで在宅にて必要なサービスを提供いたします。
- ・訪問リハビリは、各種在宅サービスやご家族と役割分担を行い、在宅でのリハビリが必要と思われる場合のみサービスを提供させていただきます。（通所サービスで同等のサービスが受けられる場合は、通所サービスが優先されます。）

◆提供するサービス内容

- ・一般状態の確認
- ・在宅療養上の生活指導、介護者への介護指導
- ・住環境整備へのアドバイス
- ・日常生活動作（排泄など身の回りの動作）の練習
- ・日常生活関連動作（掃除、調理、買い物など）の練習
- ・余暇活動への取り組み
- ・地域社会への参加に向けた支援
- ・生活に必要な基本動作練習
- ・言語聴覚療法（コミュニケーションや嚥下能力向上練習）の実施
- ・身体機能の維持、向上に向けた自主トレ指導 など

◆サービス利用可能な対象者

- ・介護保険を申請し、要介護あるいは要支援認定を受けている方。
- ・主治医が訪問リハビリのサービスを必要と判断される方。

◆訪問リハビリ担当スタッフ

作業療法士： 鳴海 真奈実（サービス提供責任者）
前田 雄介
言語聴覚士： 相馬 北司

◆事業所の営業日時

- ・ スタッフの勤務時間： 平 日 午前 8 時 50 分から午後 4 時 50 分まで
土曜日 午前 8 時 50 分から午後 12 時 30 分まで
- ・ 休業日： 日曜・祝日・10 月第 3 土曜日・年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）
お盆休み（8 月 13、14 日の午後）・当院の開院式典（4 月 1 日の午後）

◆サービス提供地域と交通費の追加について

- ・ サービス提供可能地域は、当院から片道 30 分を目安としています。ただし、片道 10 km以上の地域は、別途交通費を頂きますのでご了承ください。
- ・ 交通費はときわ会病院から片道 10 km以上の青森市、黒石市、五所川原市、平川市（旧平賀町）、板柳町、鶴田町は基本料金の 5 %上乗せ料金（中山間地域等提供加算）、その他の地域は 1 日 200 円の追加料金となっています。

◆ご利用開始とサービスを継続利用する場合の手続きについて

- ・ サービス利用開始にあたっては、当院を受診して頂き、サービス担当医師による「指示書」を作成し、リハビリ計画書を作成するための診療を受けて頂く必要があります。また、指示書は 3 ヶ月間のみ有効となります。そのため、かかりつけ医が当院でない方が、訪問リハビリのサービス利用を継続希望する場合は、お手数ですが 3 ヶ月おきに当院を受診して頂く必要があります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。（※別紙参照）
- ・ かかりつけ医が当院の場合は、当院の定期受診時に主治医より「指示書」を更新していただきます。

◆ご利用料金のお支払い方法

- ・ ご利用料金は月締めとし、翌月初旬に訪問スタッフが利用料金をお知らせします。その後、ときわ会病院の会計窓口にてお支払いください。
- ・ 直接ときわ会病院の会計窓口へお支払いが困難方は、訪問スタッフへご相談ください。
- ・ 銀行振込も可能ですが、その際に必要な手数料は利用者様のご負担となりますので、ご了承ください。

◆サービスのご利用料金について (※介護保険負担割合が1割の場合)

基本料金	左記に加算されるもの
訪問リハビリ I 要支援の方 40 分で 596 円 60 分で 894 円 要介護の方 40 分で 616 円 60 分で 924 円	《要介護・要支援の方の共通》 ○サービス提供体制加算 I (40 分に 12 円、60 分に 18 円) ○短期集中リハビリテーション実施加算(1 日につき 200 円) ※病院からの退院日、介護保険施設からの退所日、または新規に介護保険を申請した方は介護認定日、それらの日から 3 ヶ月以内の期間に、週に 2 回集中的にサービスを利用の場合に加算されます。 ○中山間地域等提供加算(基本料金の 5% 上乘せ) ○認知症短期集中リハビリテーション実施加算(1 日につき) 240 円 ※医師が認知症であると判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合、訪問開始日から 3 か月以内の期間に週に 2 日を限度として加算されます。 ○退院時共同指導加算 (1 回 600 円) ※病院に入院中の方で、退院前のサービス調整会議等に当事業所のスタッフが参加し共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリを行った場合には初回のみに 600 円が加算されます。 ----- 《要介護の方のみの》 ○移行支援加算 (1 日につき) 17 円

(利用料金例) :

◆プライバシーの保護について

- ・業務上知り得た個人及びご家族の情報は厳守いたします。ただし、当事業所のサービスをご利用されている期間中は、居宅介護支援事業者やご利用者が利用する他事業者との会議などの情報交換等の場合に、ご利用者の利益に資する場合に限り、他事業者等へ情報提供する場合があります。

◆事故発生時の対応

- ・最善な配慮はいたしますが、サービス提供中にアクシデントが発生した場合、速やかに対応するとともに、当法人内の医療安全対策委員会又は、市町村等に連絡致します。

◆苦情相談窓口

- ・当事業所：医療法人ときわ会リハビリテーション科科長（鳴海翔太）が担当していますので、当院リハビリテーション科までご連絡ください。
- ・その他：介護保険担当窓口及び青森県国民健康保険団体連合会苦情処理委員会（TEL 017-723-1336）に苦情相談することもできます。

◆虐待防止について

- ・当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。虐待防止に関する当事業所の担当責任者は鳴海真奈実となります。
- ・サービス提供中に、利用者様に虐待と思われる事象が確認された場合は、速やかに法人内の虐待防止委員会や関係各所へ報告させていただく場合があります。また、利用者様やそのご家族の相談窓口としては市町村または当該包括支援センターとなっています。

◆サービス利用にあたっての留意と禁止事項について

- ・利用者やご家族などが当事業所従業員に対して、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動等があり、業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより、就業環境が害される場合は、サービスを終了させていただきます。
- ・当事業所従業員に対し、迷惑を及ぼすような営利活動、政治・宗教活動の勧誘、無断での SNS への投稿等の行為は禁止します。

【重要事項説明書並びに個人情報の利用に関する内容への同意書】

☐ 事業所は、サービス提供開始にあたり利用者様へ重要事項説明書並びに個人情報の利用に関する説明をしました。

事業者：医療法人ときわ会　ときわ会病院
（南津軽郡藤崎町大字榊字亀田 2-1）
院長：永山淳造

説明者氏名：_____

☐ 利用にあたり、重要事項説明書並びに個人情報の利用に関する説明を受け、その内容について同意します。

☐ 当事業所の通常のサービス提供地域外のため交通費の説明を受け、追加料金として支払うことに同意します。

令和　　年　　月　　日

利用者様または署名代行人_____⑩